

# ヘルスパイオニアタウン事業に基づく 地域口腔保健事業推進計画

(市区町村単位で行う“8020運動”推進事業のメニュー)

○郡市区歯科医師が市区町村の行う事業に参加・協力して推進する事業

## 1. ヘルスパイオニアタウン事業（パートⅠ、パートⅡ）におけるメニュー

パートⅠ：健康づくりの視点に立って、市町村の保健事業の水準を向上させることを目的とする事業（全住民対象）

パートⅡ：急速な高齢化に伴う、寝たきりや痴呆老人の防止や地域で安心して生活できるようにする事業（高齢者）

(厚生省国保課の100/100助成、3年間の継続事業・更に2年の延長も可)

パートⅠについては現在岩手県（一関市、田野畑村）愛知県（尾張旭市、佐屋町）の4市町村でモデル事業の実施中。(平成5年4月～平成8年3月)

### (1) “6歳臼歯の保護育成運動”事業

資料1

4・5歳児から小学3年生までの3年間と延長2年の5年間を継続的な子供の健康づくりとして、またこの事業を通じて子供の健康的な生活習慣を育成し、家族ぐるみの健康づくりを目指す。(歯のパスポート)

### (2) “子供の歯を守るフッ素洗口事業”

市区町村の幼・保育園児、小・中学校単位で実施する。集団生活の中で、自主的な生活習慣を身につけ、健康づくりをする。併せて地域ぐるみの健康づくりへと発展させる。スポーツを取入れると効果大。

### (3) 3歳児の母親を対象とした成人歯科保健事業

1.5歳児或いは3歳児の歯科健診時にその母親を対象として、歯周疾患の予防を目的とした健康教育を開始する。その後3年間、さらに延長2年間を継続指導する。子供のフッ素塗布も併せて行うとよい。

### (4) 歯周疾患予防事業

市町村の30歳代～60歳代の国保加入者を対象に、歯周疾患予防を目的として、歯科健診、保健指導を行い、口腔衛生思想の向上、市民の健康増進、健康づくりを進める。市町村保健センター事業。

(5) 義歯使用の高齢者に対する歯科保健事業

正しい義歯使用や咀嚼機能の向上に役立つマニュアルを組み入れた、高齢者の健康増進手帳（8020パスポート）を作成配布し、年2回程度のチェックを行う。これを市町村の健康づくり推進事業の一つとして、健康的な、生活習慣の形成に役立てる。

(6) 寝たきり老人等在宅者の歯科保健事業

老人保健施設からの家庭復帰者も含めて在宅の要介護老人、及び在宅の障害者等に対する初回の健康診査、教育、相談を行い、それに続く年3回程度の健康チェック、口腔清掃、歯科保健指導等咀嚼機能の回復によって、ADL、QOLの向上を図る。また、家庭の介護者に対する保健指導も併せて行う。

(7) 老人保健施設等の歯科保健事業

市町村の老人保健施設、及び特別養護老人ホーム、障害者施設等各種施設の入所者に対する入所時の健康診査と教育・相談、及び入所中（週1回程度）の保健指導、咀嚼機能、嚥下機能回復の為のリハビリ等を行い、早期家庭復帰の支援をする。また、各施設の職員や介護担当者に対し、歯科衛生士による指導、教育等も併せて行う。

(8) 老人クラブ、老人ホームに対する歯科保健事業

高齢者の集団に対する歯科保健教育、相談、指導等を実施することによって、個々の健康増進への意欲を高め、健康的な生活習慣の形成や自己健康管理能力を向上させることで、寝たきりやボケ防止活動を支援する。

(9) 市町村における歯科保健キャンペーン活動

8020を目指した啓蒙活動として、ポスターやマニュアルの作成、講演会の開催等歯科保健キャンペーンを広く展開し、地域住民の健康増進に役立てる。

〔注〕 今後市町村で計画可能な歯科保健事業

- (1) …現在ヘルスパイオニアタウン事業のパートⅠとして実施中。
- (2) …既に全国的に広く事業展開されており、パートⅠで計画可。
- (3)(4)一部地域でのモデル事業として実施。パートⅠで計画可。
- (5)～(9)これから市町村で、ヘルパイ事業のパートⅡとして計画可。

# “6歳臼歯の保護・育成運動”の推進事業計画

1. 事業計画：(1) 6歳臼歯の小窩裂溝をシーラントで予防填塞し、う蝕り患から保護する。  
 (2) 6歳臼歯の萌出を自分で発見し、萌出完了まで母子の共同作業によって健全に育成する。  
 (3) 健康な生活習慣の形成と自己健康管理能力の育成によって児童の健康づくりを推進する。  
 (4) この事業を進める事で家庭における児童の健全な成長を支援し、子供に良い生活環境を与え、健康増進システムを確立する。

2. 実施市町村の概要：(1) 市町村名 ( )、人口 ( )、特徴 ( )  
 (2) 保育園 (公立 カ園、私立 カ園) 幼稚園 (公立 カ園、私立 カ園) 小学校 ( 学校)

3. 対象者の年齢・人数：(1) 平成5年4月1日現在の4歳児 ( 人) 5歳児 ( 人)  
 (2) 対象者の名簿作成 (母子健康手帳の台帳から継続)

4. 事業実施期間：(1) 市町村のヘルス・パイオニア・タウン事業として実施する。  
 (2) 平成5年4月1日より平成8年3月31日まで3年間。  
 (3) 対象者の6歳臼歯4本が生えそろうまで、更に2年間。

5. シーラント処置実施年次計画：ex.

年齢	年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度
4歳児	(250人)	250人(25本)				
5歳児	(250人)	250人(225本)	250人(200本)			
6歳			250人(550本)	250人(550本)		
7歳				250人(200本)	250人(200本)	
8歳					250人(25本)	250人(25本)
計		500人(250本)	(750本)	(750本)	(225本)	(25本)

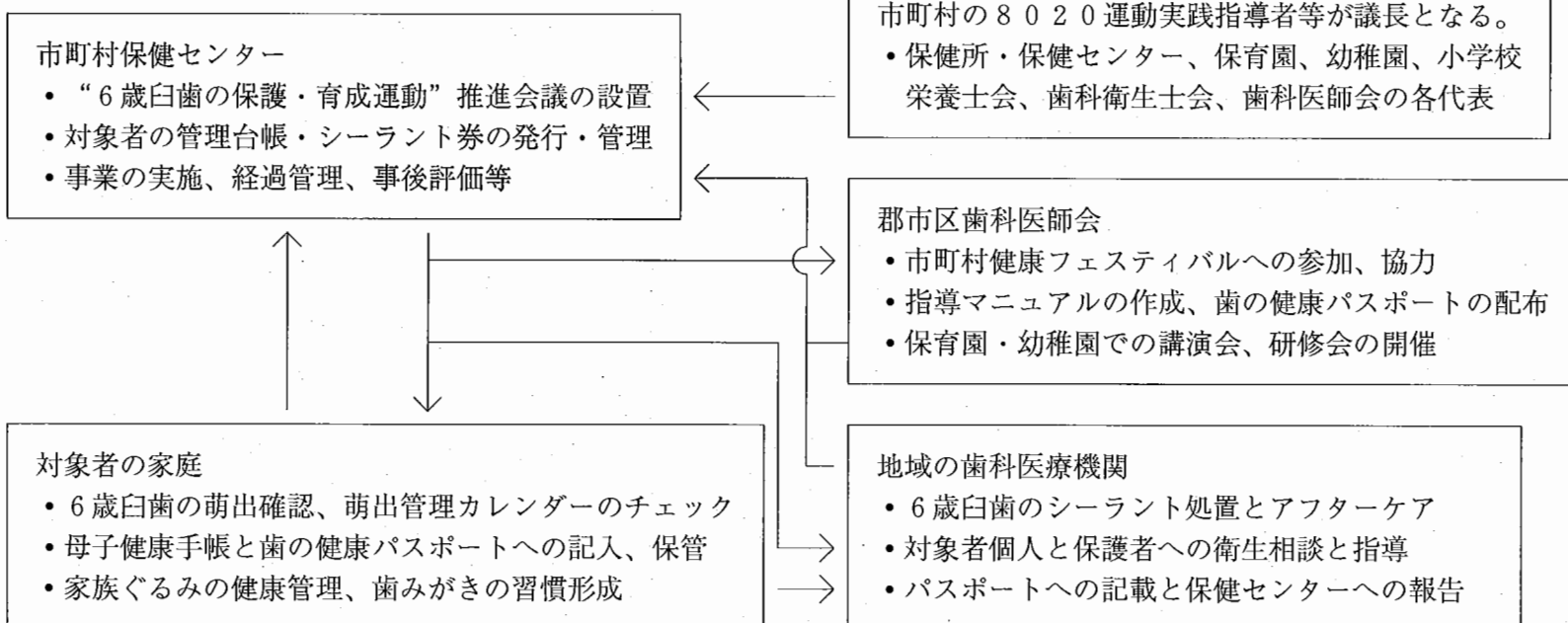
- (注)  
 (1) 平成6年度、7年度に4歳児についてはシーラント処置はしない。  
 (2) 代わりにフッ素塗布を行なう。  
 (3) 歯科健診、ブラッシング指導、衛生相談、保健教育等については、平成5年度の4歳児、5歳児と同様に実施する。

7. 事業スケジュール  
 4月～6月 健診とパスポートの配布説明  
 7月～9月 保健指導・研修(推進会議)  
 10月～12月 6歳臼歯検診(指導者講習)  
 1月～3月 健康フェスティバル(推進会議)

年間を通して歯科医によるシーラント処置、個人指導

- ◎この事業の関連グッズ  
 (イ) 母子健康手帳  
 (ロ) 歯の健康パスポート  
 (ハ) シーラント処置券  
 (ニ) 歯の健康カレンダー  
 (ホ) 歯ブラシとコップ  
 (ヘ) フッ素入り歯磨剤  
 (ト) 歯みがきカレンダー  
 (チ) 各種指導者用パンフレット  
 (リ) パスポート用写真

6. 事業推進システム：(1) 市町村での推進システム



(2) 6歳臼歯の健康管理システム

- ① 管理台帳
  - ・保健センターに置く、対象者の一覧表を作る。
  - ・歯科医から送られてくるシーラント券によって台帳のチェックをする。
  - ・必要に応じて対象者、歯科医への連絡調整をする。
- ② 歯の健康パスポート、シーラント処置券
  - ・母子健康手帳と常に一緒に所持・保管をする。
  - ・シーラント処理時に歯科医院に持参する。
  - ・シーラント処置券(4枚)はその都度、歯科医に渡す。
- ③ 歯の健康カレンダー
  - ・記入日を各家庭で決めて、月に1回記入する。
  - ・保護者と本人がチェックして記入する。
  - ・6歳臼歯の有無と歯みがきを確認する。